

地区区民館・地域集会所 使用料の支払方法について

1 共通回数券

地区区民館・地域集会所共通の回数券がありますので、ご利用ください。事前にこの回数券をご購入いただきますと、ご利用時の支払いやキャンセル時の使用料還付手続きが簡易になり便利です。

販売場所・時間

ア 平日（年末年始を除く）

地区区民館	午前 9 時～午後 5 時
区役所地域振興課（区役所本庁舎 9 階）	午前 8 時 30 分～午後 5 時
各区民事務所（区役所本庁舎 1 階）	午前 8 時 30 分～午後 7 時

イ 土曜日（年末年始を除く）

練馬区民事務所（区役所本庁舎 1 階）	午前 9 時～午後 5 時
---------------------	---------------

ウ 土曜・日曜日、祝休日（年末年始を除く）

土・日・休日区政案内窓口（区役所本庁舎 2 階）	午前 9 時～午後 5 時
旭町南地区区民館	午前 9 時～午後 5 時

回数券の販売金額

1 枚 1,000 円（内訳：100 円券 6 枚、50 円券 8 枚）

2 地区区民館・地域集会所利用券

下記の施設には券売機が設置されています。券売機で購入した「地区区民館・地域集会所利用券」は、すべての地区区民館・地域集会所でご利用いただけます。「地区区民館・地域集会所利用券」は複数枚（100 円券が 10 枚など）の購入もできます。

購入した「地区区民館・地域集会所利用券」を利用当日に施設までお持ちください。

なお、券売機は、硬貨（500 円・100 円・50 円・10 円）と千円札のみ使用可能です。両替ができませんので小銭などをご用意ください。また、令和 3 年 11 月 1 日より発行された新 500 円硬貨は利用できませんので、あらかじめご了承ください

券売機では使用料分の券を購入することができます。券種は設置場所により異なります。回数券と異なり、1,000 円を購入すると 1,000 円券が 1 枚出てきますので、ご注意ください。

券売機の設置場所

- ア 地区区民館：貫井・旭町南・光が丘
- イ 地域集会所：旭丘・土支田中央・上石神井南・南大泉・大泉北・練馬高野台駅前・田柄・桜台・東大泉中央

販売時間

年末年始を除く午前 9 時～午後 5 時

夜間（午後 5 時～ 9 時 30 分）は、施設利用のある時間帯に限り販売します。

3 その他の支払い方法

地区区民館をご利用の場合

ア 現金

地区区民館では、現金でもお支払いができます。現金での支払いは平日の午前9時から午後5時までです。なお、旭町南地区区民館は、土曜、日曜および祝休日（いずれも午前9時から午後5時まで）も現金でお支払いいただけます。

イ 個別回数券販売機

地区区民館の窓口で現金による支払いができない時間帯に利用する場合には、館に設置する「個別回数券販売機」で使用料分の券を購入することができます。なお、「個別回数券販売機」は紙幣の使用ができません。また、両替ができませんので、使用料分の小銭（100円硬貨・10円硬貨）をご用意ください。

なお、利用券の券売機を設置している施設については、そちらをご利用ください。

地域集会所をご利用の場合

地域集会所では、現金を取り扱っていないため、回数券や利用券での支払いが難しい場合に、予約時に納付書を発行いたします。窓口にお声掛けください。

納付書を最寄りの金融機関（銀行・郵便局等）にお持ちになり、事前にお支払いいただけます。その領収証書を利用当日にお持ちください。